

(第54期)

旭エスケービー株式会社

貸

借

対

照

表

(2022年3月31日 現在)

科 目	金額 (千円)	科 目	金額 (千円)
【資 産 の 部】		【負 債 の 部】 (88,084)	
【流動資産】	404,069	【流動負債】	61,438
現金及び預金	2,584	買掛金	1,278
売掛金	88,277	未払金	20,713
未収入金	152	預り金	7
製品	105,242	未払法人税	23,440
仕掛品	2,426	賞与引当金	16,000
原材料及び貯蔵品	33,449		
短期貸付金	166,678		
立替金	414		
未収消費税	3,794		
未収住民税	106		
未収事業税	947		
【固定資産】	468,231	【固定負債】	26,646
(有形固定資産)	437,486	退職給与引当金	26,646
建物	208,335		
構築物	50,973		
機械装置	74,993		
工具器具部品	3,942		
建設仮勘定	1,398		
土地	97,845		
		(純 資 産 の 部) (784,216)	
(無形固定資産)	16,398	(株主資本)	784,216
電話加入権	1,445	資 本 金	100,000
リサイクル預託金	20	利益剰余金	684,216
ソフトウェア料	14,933	利益準備金	25,000
		その他利益剰余金	659,216
(投資その他の資産)	14,347	別途積立金	150,000
繰延税金資産	14,297	繰越利益剰余金	509,216
その他	50		
資 産 合 計	872,300	負 債 ・ 純 資 産 合 計	872,300

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 棚卸資産

製 品	……総平均法による原価法
原 材 料	……移動平均法による原価法
仕 掛 品	……総平均法による原価法
商 品	……移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産(リース資産を除く)……全て定額法
- (2) 無形固定資産(リース資産を除く)……全て定額法(5年償却)
- (3) リース資産……

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法
なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外の
ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準
第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース
取引については、通常の賃貸借取引に係る方法の準じた会計処理に
よっている。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるために、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。
- (2) 賞与引当金……従業員の賞与給付に備えるため、当期末における賞与給付債務の見込額に基づき計上している。
- (3) 退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき計上している。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、製造・販売を主な事業としている。製品の販売については、製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、顧客に引き渡された時点で収益を認識している。ただし、出荷時から製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である国内販売については、出荷時点で収益を認識している。

収益は顧客との契約において約束された対価から、返品、値引き及び割戻し等を控除した重大な戻入れが生じない可能性が高い範囲内の金額で算定している。

なお、製品の販売契約における対価は、製品に対する支配が顧客に移転した時点から概ね1年以内に回収しており、重要な金融要素は含んでいない。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- (1) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。
- (2) 消費税等の会計処理方法
消費税等の会計処理は、税抜方式によっている。

6. 連結納税制度の適用

(1) 連結納税制度を適用している。

(2) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針28号)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいています。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当該事業年度の末日における発行済み株式の総数
普通株式

200,000株